墨田区議会だより
第 45 号
発　行　昭和60年10月21日
発行所　墨田区議会事務局
〒130 墨田区横網一の6-1
電　話　626-3151(大代表)



秋雨前線が一休みした十月十二日、区立中川保育園の運動会をのぞいて見ました。園庭は、かわいい声援と歓声につつまれ、一生懸命走る子供たちに、みんな大きな拍手を送っていました。次代を担う子供たちが、集団生活を通じて、人として大切なことを学び、健やかに育ってほしいと思います。

昭和60年
第3回定例会

# 「国際青年年」に関する決議を議決

## 青年の自主的活動の助長、促進に努力

墨田区議会は、昭和六十年第三回定例会を、去る九月十九日から三十日までの十二日間にわたって開きました。

本会議初日の十九日は、始めに会期を決定し、次に去る七月一日付で就任した議員選出監査委員からあいさつがありました。

### 四名の議員が一般質問

続いて一般質問に入り、自由民主党、公明党、新自由・民社クラブ、日本共産党の四会派から各一名の議員が質問を行い、特別区の制度改革、教育行政、高齢化社会への対応、地方行革大綱などを取り上げ、これに対して、区長、教育長がそれぞれ答弁を行いました。(二・三面参照)

一般質問終了後、墨田区特別区税条例の一部を改正する条例など条例八件、補正予算三件、請負契約二件、計十三件の議案を議題とし、提案理由の説明を聴取した後、所管の各常任委員会に審査を付託しました。

又、区民の方々から提出された請願一件、陳情三件についても、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しました。

二十日からは、各委員会で付託議案等を審査するため、本会議を一時休会しました。

### 決算特別委員会を設置

定例会最終日、三十日の本会議では、各委員会で審査した議案を議題とし、付託議案中七件について全会一致で、六件については起立表決を行い賛成多数で、いずれも委員会審査報告どおり可決し、同じく各委員会で審査した陳情四件については全会一致で、いずれも委員会審査報告どおり可決しました。

又、昭和五十九年度墨田区一般会計歳入歳出決算など決算報告三件は、提案理由の説明を聴取した後、決算特別委員会を設置し、議長が指名する十九名の委員を選任して閉会中に継続審査することとしました。

続いて区長から提出された「墨田区教育委員会委員任命の同意について」を議題として取り上げ、全会一致で原案どおり同意しました。

### 「国際青年年」に関する決議 全会一致で議決

次に、議員から提出された「国際青年における青年の自主的活動の助長及び促進に関する決議」を、全会一致で可決しました。

さらに「区行財政問題調査特別委員会設置動議」を議題とし、全会一致で同特別委員会の設置を可決した後、議長指名どおり十名の委員を選任しました。(三面参照)

最後に、区長からあいさつがあり、第三回定例会を閉会しました。

### 第3回定例会 会議開会状況

第3回定例会中に開いた会議は次のとおりです。

**9月**

- 19日 運営委員会、本会議
- 24日 運営委員会、各派代表者会、厚生文教委員会
- 25日 庁舎建設特別委員会、建設委員会
- 26日 区民衛生委員会
- 27日 総務委員会
- 28日 庁舎建設特別委員会、各派代表者会
- 30日 運営委員会、区議会だより編集委員会、本会議、決算特別委員会、防災・公害対策特別委員会、区行財政問題調査特別委員会

### 「国際青年年」に関する決議（要旨）

■ 国際青年年における青年の自主的活動の助長及び促進に関する決議

一九七九年の第三十四回国連総会は、一九八五年を「国際青年の年」と定め、「参加・開発・平和」をテーマとした。

青年こそは二十一世紀を担う力であり、青年自らがその可能性を強く自覚し持てる力を更に伸ばすことが重要である。

従って、区民一人ひとりが、青年の果す役割の重要性を認識し、青年の自主的活動を育成するため、地域における活動を更に深め、それぞれの立場において青年の若さと感性豊かな行動力を喚起していくことが緊要である。

よって、本区会議は、「国際青年の年」にあたり、青年及び青年団体の活動に対する区民の理解と協力のもとに、地域の青年団体活動の活性化や、青年のための施設整備など、青年の自主的活動の助長及び促進を図るため、なお一層努力するものである。

右、決議する。

**提出先** 内閣総理大臣、文部大臣、総務庁長官、東京都知事、区長、教育委員会委員長

# 一般質問

# 特別区の制度改革に論議が集中

## 財政権の確立を目指す　区長答弁

今定例会では、本会議初日九月十九日に四会派から各一名の議員が一般質問を行いました。

その中で各議員は、特別区の制度改革、教育行政、高齢化社会への対応、行政改革など、区政の重要な課題についてさまざまな角度から質問を行い、これに対して区長、教育長からそれぞれ答弁がありました。主な質問は次のとおりです。

### 特別区制度改革における自主性の確保は

自由民主党

**問**　特別区制度改革の究極の目的は、特別区を真の基礎的自治体とすることであり、それには財政の自主性が確保されることが最も重要であると考える。

去る八月十四日に開かれた第五回「都区制度検討委員会」で都側より初めて税財政制度に関しての考え方が示された。

それによれば、「財源配分を明確に税目で配分することは、新狭域自治体を普通地方公共団体に位置づけることに対応した税財政制度改革の基本である。」としている。このことは、いわゆる「垂直調整」を廃止することと理解してよいのか。

又、都の案では、「具体的な協議、調整方式については、今後さらに検討する。」とされているが、特別区の財政の自主性をどのように確保していくのか区長の見解を伺いたい。

**答**　都と新狭域自治体との間の財源配分は、それぞれの役割分担に対応して、明確に税目で配分しようというのが都の基本的な考え方である。

従って、税目で配分するということは、いうまでもなく現行制度における垂直調整を廃止することであり、区側の税目が予め決められ、これを自主財源として安定的に確保できることとなる。又、区相互間における財政調整については、「新狭域自治体との協議を経て、都が行う」としており、区側において自主的にその配分方式を合意しておき、これに基づいて都が形式的に調整する方式も充分可能であると考えられる。これにより実質的な水平調整が保障され、特別区の自主性が担保できるものと考えている。

### 行政改革の推進を

**問**　行政改革が国民的課題とされてから、永い年月が経過しているにもかかわらず、相変らず国や地方自治体の無駄使いや非能率がマスコミや国民から指摘されている。

墨田区においては、他の自治体に先駆けて、いち早く行革推進のため事務事業の見直しが進められ、①事務の簡素合理化、②民間活力の導入、③経費の節減と定数削減、④OA化による事務事業の効率化など、新しい時代に即応した行政運営の確立に取り組んでいることに対し高く評価している。

しかしながら、長期的展望に立つとき、高齢化社会への対応や、新しいまちづくりなど、区民の要望が多様化している中で本区の未来は決して楽観できる状況にはない。

こうした中で、活力ある個性豊かな墨田区を目指して、「行政改革懇談会」が発足した。

二十一世紀に向けた、すみだのまちづくりに対して、どのような行政改革をお考えか。又、多岐にわたる区民の意見をどのように収集し、反映させていくのか、区長の見解を伺いたい。

**答**　国、地方を通じ、行政改革が重要な課題となっていることはご質問のとおりである。

本来、行政改革は、住民の信託を受け行政運営を行うものとして、各自治体が自ら常に心掛け実施していかなければならないもので、行政にとっては永遠の課題でもある。今後の行政改革は、単に経費の節減や定数の削減など消極的なもののみとせず、明日という視座に立って、更に積極的な広い立場からの行政改革を進めていきたい。

なお、「墨田区行政改革懇談会」は、学識経験者や区民各界各層の方々で構成されており、今後十分にご検討をいただくこととしている。又、声の協力員や区長への手紙など、寄せられたご意見を尊重し、他の施策同様に行政改革についてもできる限り反映させていきたい。



OA化が進む窓口事務

### 中学生短期留学制度の拡充を

公明党

**問**　本区が今年度から発足させた「中学生海外短期留学生」制度は、国際化時代の波が進む中で人材育成の視点からも、又、青少年の健全育成を図る面からも、まさに時を得た適切な施策であると高く評価する。

公費負担によるこのような制度は、全国的にも例がないといわれているが、「わずか十三名ではあまりにも人数が少ない」という区民の声を聞いている。

今後は、留学人員の増加や留学先を増やすなど、制度の拡大と充実を図るべきであると考えるが、教育長の見解を伺いたい

**答**　これからの社会では、国際交流、国際協調が一層強まり、教育面でも国際理解教育が重視されている。今回、全国で初めての公費による中学生海外短期留学を先進的に実施したが、地域の方々の関心も高く、十三名の募集に対し四百五十七名が応募するという驚くほどの反響があった。

区教委では、英会話などの事前指導を十分に行った後、七月三十日から八月十八日までの二十日間、アメリカのキャスパー市でホームスティを行った。

受け入れてくれた各家族は、熱心に多くを学ぼうとする中学生をほめ、又、帰国した中学生からは、一様に素晴しい体験をしたとの感想が聞かれた。

この成果を今後の教育に生かしていくとともに、来年度以降は更に発展させ、より充実させる方向で検討していきたい。

こうした中で本区は、福祉を区政の重要課題の一つとしてとらえ、多くの施策を推進させ、去る七月にはボランティアセンターが開設されるなど、その取り組みを高く評価する。

障害者対策の基本である「障害者問題解決のための墨田区行動計画」は、十年計画として策定されて以来、前半の五年を経過しようとしているが、計画全体の実施状況はどのようになっているか。又、後半五年間の取り組みをどう考えているのか。

更に「すみだ厚生会館」など老朽化に伴う施設の改築整備についてどう考えているか併せて伺いたい。

**答**　昭和五十六年の国際障害者年を契機に、十年計画として策定した「障害者問題解決のための墨田区行動計画」は、各事業をより具体的に推進するため、A・B・C・Dの四段階に分け現在Bランクが終了した。

今日までの実施状況は、ボランティア活動の促進、在宅福祉サービスの充実など、当初の計画を拡充したり新たな事業も追加し、一部時期的なずれがあるにしても、全体的に順調に進行している。しかし、制度的な制約などによって直ちに実施できず、引続き検討中の事業もある。

なお、今後の重点施策については、Cランク事業として、まず、総合福祉センターの建設に向けて努力していく。

又、障害者施設については、今後、施設の種類と役割及びその適正配置を検討し、より一層充実させていきたい。

### 心身障害者対策の状況は

**問**　本区における障害者の現況を見ると、少数ではあるが年々増え続けており、しかも重度化の傾向が見られるようである。

こうした中で本区は、福祉を区政の重要課題の一つとしてとらえ、多くの施策を推進させ、去る七月にはボランティアセンターが開設されるなど、その取り組みを高く評価する。

障害者対策の基本である「障害者問題解決のための墨田区行動計画」は、十年計画として策定されて以来、前半の五年を経過しようとしているが、計画全体の実施状況はどのようになっているか。又、後半五年間の取り組みをどう考えているのか。

更に「すみだ厚生会館」など老朽化に伴う施設の改築整備についてどう考えているか併せて伺いたい。

**答**　昭和五十六年の国際障害者年を契機に、十年計画として策定した「障害者問題解決のための墨田区行動計画」は、各事業をより具体的に推進するため、A・B・C・Dの四段階に分け現在Bランクが終了した。

今日までの実施状況は、ボランティア活動の促進、在宅福祉サービスの充実など、当初の計画を拡充したり新たな事業も追加し、一部時期的なずれがあるにしても、全体的に順調に進行している。しかし、制度的な制約などによって直ちに実施できず、引続き検討中の事業もある。

なお、今後の重点施策については、Cランク事業として、まず、総合福祉センターの建設に向けて努力していく。

又、障害者施設については、今後、施設の種類と役割及びその適正配置を検討し、より一層充実させていきたい。



ボランティアセンター

## わたしたちの区議会

### 委員会制度

区議会では、区政に関する各種案件(議案、請願・陳情、各調査事項等)の審議を全議員が出席する本会議で行いますが、多様化、複雑化する各種案件を専門的な知識に基づいて、能率的、合理的に審査するため、委員会制度を取り入れ、実質的な審査を各委員会に付託して行っています。

委員会は、議会の内部機関として、議員の中から選任された特定数の委員で構成されており、より専門的な立場から、自由な討議、きめ細かい慎重な審査を行い、本会議での各種案件の審議を一層充実したものにしています。

この委員会には、区の条例によって事務部門別に常時設置される常任委員会と、議会の議決により付議された特定の案件を調査し審査するため、必要に応じて設置される特別委員会とがあり、これらの委員会活動を通じて議会が円滑に運営されています。

**常任委員会**

常任委員会の設置数は、地方自治法により、その自治体の人口に応じて定められています。

本区の場合は、「三十万未満の市並びに町村」にあたるため、総務、区民衛生、建設、厚生文教の四委員会が設けられており、主として次の所管事務の審査、調査を行っています。

**▨総務委員会**

○区政の統合的計画・調整
○区の財務(予算・税金)、物品・工事等の契約
○区の組織並びに職員に関すること
○他の委員会に属さないこと

**▨区民衛生委員会**

○出張所並びに窓口事務
○国民健康保険・国民年金事務
○地域社会活動の振興
○商工業振興、消費者対策
○区民の保健衛生、健康づくり推進、老人医療に関すること

**▨建設委員会**

○建物の建築許可、違反防止、紛争の調整
○建物の不燃化促進
○道路・公園の建設管理、河川の管理

**▨厚生文教委員会**

○小・中学校教育に関すること並びに教育施設の管理運営
○青少年教育、社会教育・体育に関すること
○高齢者、心身障害者対策
○保育園、児童館の管理運営

**特別委員会**

特別委員会は、昭和三十二年七月に設けられた区政調査特別委員会が最初で、その後も各種特別委員会が設置され活動してきました。現在は、交通対策、都市開発対策、防災・公害対策、地域環境整備対策、庁舎建設、さらに今定例会で新たに設置された区行財政問題調査の六つの特別委員会が、次の事項を継続して調査しています。

**▨交通対策特別委員会**

○区内大衆輸送機関の整備

# 高齢化社会への対応は

## 新自由・民社クラブ

**問**　厚生省は、六十一年度予算概算要求の中で、老人医療費の一部負担金を、入院については現行一日三百円(二カ月限度)を一日五百円(期間の限度なし)外来については、一カ月四百円を一か月千円と提示した。この厚生省案が通った場合、区の対応はどうなるか。たとえその一部でも、区で住民負担の軽減を図ることは考えられないか。

　又、ねたきり老人在宅介護対策として各種事業が進められているが、家庭奉仕員の訪問回数を増やし、さらに、民生委員を通じ友愛訪問員の訪問対象を拡大する等、各種事業の拡充を図ってほしい。又、区長は、ボランティアにどのような活動を期待しているか伺いたい。

**答**　老人医療費の一部負担金は現在厚生省原案の段階であり、今後の国会審議の状況等を見定めたい。又、住民負担の軽減について安易に区が肩代りすることは適切ではない。医療以外の保健事業は区の責任で実施するので、疾病の予防からリハビリまでの事業を充実させると共に、看護料の差額助成や、療養費の貸付等を適切に行い、トータルで区民の負担を軽減していく。

　又、家庭奉仕員、友愛訪問員の問題も含め、現在、ひとりぐらし、ねたきり老人福祉需要調査を実施している。この結果を分析して、高齢者対策の充実を図りたい。なお、ボランティアの方々には、諸制度や行政では果しえない個別的、即時的なニーズに対し、自発的にきめ細かく対応していただくことを期待している。



公園でのゲートボール

### 国際青年のとりくみは

**問**　一九七九年の国連総会は、一九八五年を「国際青年の年」とすることを決定した。本区でも、墨田区「国際青年の年」推進協議会が結成され、各種事業が進められているが、関心が高まっていないようである。今後どのような計画があり、どう啓もうするのか伺いたい。

　又、区長として、特に墨田区の青年への期待を込めたアッピールを発表することは、青年達の意識啓発に大きな効果があると思うが、区長はどう考えるか。

**答**　墨田区「国際青年の年」推進協議会は、民間主導、青年中心の運営が行われている。今後の計画は、十月に「障害者との交流」、十一月に「外国青年との交流」及び、フィナーレとして、チャリティコンサートや各種展示会等を予定しており、ダイレクトメール、区のお知らせ各種区民行事等、幅広い媒体を利用して啓もうに努めている。

　又、アッピールの発表は、民間主導、青年中心の運営をしてきた経過を考慮し、検討したい。

# 地方行革大綱の撤回を求めよ

## 日本共産党

**問**　自治省の「地方行革大綱」は、「地方行革」を国策として一方的に自治体に強要し、憲法の「地方自治の本旨」をふみにじる暴挙である。区長は、「地方行革大綱」の撤回を求めるべきであるが、どう考えているか。

　さらに、この大綱に基づく、墨田区の行政改革の三カ年計画の提出を拒否すべきであると思うが、区長の見解を伺いたい。

　又、行政改革に対する区民の高い関心を考慮し、「墨田区行政改革懇談会」を公開すべきだと思うが、区長の考えはどうか。

**答**　国の要請の有無にかかわらず、区は自らの創意と責任において行政改革を進めている。従って、国の「地方行革大綱」の撤回を求めるつもりはない。又地方の自主権を侵害しない限り国への報告にも答えるべきであり、現在進めている改革を、区の「行政改革大綱」としてまとめ、報告したいと考えている。

　なお、「墨田区行政改革懇談会」は、各委員の自由な発言の中から総意として提言をするもので、その個々の発言内容を公開する性質のものではない。

### 都区制度改革を問う

**問**　都区制度改革における都区間協議の中で、都と特別区との財源配分の調整権を都に残す方向で検討されていると聞くが、調整権を都に残したままで、特別区が普通地方公共団体となりうる見通しがあるのか。特別区が財源配分の調整内容を決定できれば、都の調整は必要ないと思うがどうか。

　又、地方交付税は、従来の都区合算を廃止し、新狭域自治体に一括交付し、都がまずこれを受け、これを区々間の調整財源に加えるとしている。これは、現行の交付税の体系を変更することとなるが、区長の見解を伺いたい。

**答**　都区間の調整は税目で配分し、二十三区間の調整は、実質的に区が自主的に行い、形式的な面を都にまかせるという考えであり、自主権の喪失とはいえず、ご批判は当らないと思う。又、都による調整は本意ではないが、具体的な調整方法、内容等について区の自主性をいかに反映させるかが、重要である。

　又、地方交付税制度に大きな特例を設けることになり、国の反対も予想されるが、今回の制度改革の主旨を、国に対し充分説得し、実現に努めたい。



特別区制度に関する研修会

# 五十九年度各会計決算提出される

## 特別委員会を設置

　三十日の本会議で、区長から昭和五十九年度墨田区一般会計、同国民健康保険特別会計、同老人保健医療特別会計の各歳入歳出決算が提出されました。

　この決算のもととなった昭和五十九年度予算は、社会経済情勢の厳しい中で、健全財政の維持を基本に、基本構想が描く五つの都市像づくりを強力に進め、「活力ある町づくり」を主眼として、特に区民の健康づくりと産業の振興を中心とし中小企業センター等の建設、CI普及指導、健康区宣言記念大会等の経費、健康な老人づくりのための高年者健康診査、ボランティアセンター等建設を新規事業として挙げていました。

　この決算報告の提出を受けて区議会では、昭和五十九年度予算の執行が、適性かつ効果的であったか審査するため、十九名の議員で構成する決算特別委員会を設置しました。

　この決算特別委員会は、十月二十一日から開会して、審査を行います。

　委員氏名は、次のとおりです。

**決算特別委員会委員氏名**

◎委員長　○副委員長

◎瀧澤　良仁　○渡辺　良
小池　武二　熊谷　利之
阿部　幸男　牛山れい子
乙津　一行　中村　光雄
松野　弘子　加藤　耕造
佐藤　四郎　大和久常雄
小早川恵子　柴田　昌男
槐　勲　薗田　隆明
矢口甲子夫　原　正義
柴田　来治

**提出された59年度各会計歳入歳出決算額**

| 会計名 | 歳入歳出予算現額 | 収入済額<br>支出済額 |
|---|---|---|
| 一般会計 | 52,899,252,000円<br>52,899,252,000 | 52,039,446,213円<br>50,029,859,647 |
| 国民健康保険特別会計 | 10,563,836,000<br>10,563,836,000 | 10,199,591,292<br>9,441,731,141 |
| 老人保健医療特別会計 | 7,720,406,000<br>7,720,406,000 | 7,703,908,352<br>7,661,096,791 |

# 区議会議員等の報酬を改定

　今定例会最終日の本会議で、区議会議員の報酬や区長など特別職の給与の額を改める条例を賛成多数で可決しました。

　これは、区民の方の代表で構成されている墨田区特別職報酬等審議会(区長の附属機関)が慎重な審議を行った結果、去る九月十三日、区長に提出した答申に基づき改定したものです。

　この答申では、「墨田区基本構想や特例市構想などの実現に向けて、その行政の指導的役割を担う特別職の職務は、ますます高度化・複雑化し、その職責は一層重くなりつつある。

　一方、本区の特別職の報酬等の額は、二十三区中で二十一位～二十三位と最も低額となっており、厳しい財政環境にあるとはいえ、本区が区政の効率的運営に努め、積極的に行革を推進し、健全財政を堅持していることを勘案すれば、特別職の報酬等は改定する必要がある。」としています。なお、改定後の額は次のとおりです。

**報酬比較表**　(月額：単位千円)

| | 墨田区 | 最高区 | 最低区 | 23区平均 |
|---|---|---|---|---|
| 議長 | 699 | 724 | 650 | 695 |
| 副議長 | 592 | 628 | 547 | 588 |
| 委員会委員長 | 488 | 517 | 455 | 485 |
| 同副委員長 | 468 | 493 | 437 | 465 |
| 議員 | 451 | 478 | 425 | 448 |

# 陳情の審査結果

◎採択としたもの　◎不採択としたもの

**都市開発対策特別委員会**

○国鉄・私鉄駅周辺地区再開発及び住環境整備
○区内の大規模再開発

**防災・公害対策特別委員会**

○防災対策及び都市不燃化対策
○公害防止対策
○営団地下鉄8号線及び都営地下鉄12号線の建設促進

**地域環境整備対策特別委員会**

○青少年の健全育成を図るための地域環境整備
○緑化の促進

**庁舎建設特別委員会**

○新庁舎の建設

**区行財政問題調査特別委員会**

○区政の将来展望及び基本的問題の調査

◇　東京朝鮮第十初中級学校父兄に対する特別助成金増額に関する陳情
(意　見)
一　財政事情等を勘案し、趣旨にそうよう努力されたい。

◇　両国駅南側高架下道路の歩道設置に関する陳情
(意　見)
一　関係機関と協議の上、趣旨にそうよう努力されたい。

◇　老人医療費定率負担の導入反対に関する陳情

◇　老人医療の充実に関する陳情
　五パーセントの自己負担導入反対
(理　由)
一　現時点において、特に意見書を提出する必要性は認め難い。

# 区行財政問題調査特別委員会を設置

　墨田区は、人と緑と産業の調和した、明るい豊かなまちづくりを目標として、諸施策を積極的に進めています。

　一方、高齢化社会、高度情報化社会の到来など、急激に進展する社会経済情勢の変化に的確に対応して、新しい時代の要請や、高度に多様化する区民のニーズに応え、区民福祉の向上を図るためには、より長期にわたり区の将来を見通し、創造的、効率的な区政を推進することが必要です。

　このような状況の中で、区議会は、今定例会で「区行財政問題調査特別委員会」を全会一致で設置しました。

　この特別委員会は、「区政の将来を展望し、その基本的な問題について幅広く調査、検討する」ことを目的としています。

　区行財政問題調査特別委員会の正副委員長と委員氏名は次のとおりです。

**区行財政問題調査特別委員会**

(十名)◎委員長○副委員長

◎原　正義　○矢口甲子夫
西　恭三郎　中村　光雄
加藤　耕造　大和久常雄
瀧澤　良仁　柴田　昌男
薗田　隆明　柴田　来治

# "より開かれた議会"を目指して

## 区議会の情報公開を検討中

**情報公開制度**とは、開かれた民主的区政を一層推進するため、原則として、区が保有する情報を区民の請求に応じて提供することを区に義務づけ、区民の知る権利を具体的に保障する制度です。

この区民の知る権利を保障し情報公開を制度化することには次のような意義があります。

一区民主体のまちづくりの推進

二区民と区との信頼関係の確立

三効率的な行政運営の促進

また、この情報公開制度は、既に一部の地方公共団体で実施されています。

**本区**では、昨年十二月に、「墨田区における情報公開制度(区素案)」を作成し、現在、墨田区情報公開懇談会において、種々検討が行われています。

区素案では、この制度によって情報を公開することが義務づけられるもの(実施機関)の範囲として、区長部局、教育委員会など執行機関の全ての他、区議会も含まれるものとされています。

**区議会**は、既に、法令等によって、本会議や常任委員会、又特別委員会による会議を公開しており、本会議の内容が記載されている会議録についても、区内の各図書館等に備え公開していますが、本制度の実施によって、更に積極的に"より開かれた議会"を目指していこうとするものです。

現在、各会派の議員で構成された、「区議会情報公開検討会」を設置し、区議会の情報公開実施に向けて、事前に諸問題を検討しています。

区議会では、今後さらに検討を重ね、より良い制度を確立することとしています。

### ▼検討経過(概要)

60・4・25　検討会発足(第一回検討会)

5・9　全議員による勉強会

5・16　第二回検討会(実施機関、処分庁、救済機関等について)

5・27　第三回検討会(法令による会議の記録の公開について)

8・28　第四回検討会(法令によらない会議の記録の公開、資料並びに請願・陳情等の取扱い、個人情報その他文書の取扱いについて)

# 常任委員会区内を視察

総務委員会をはじめとする区議会の四つの常任委員会は、それぞれの所管事項を調査するため、区内を中心にして、公共施設、社会福祉施設などを視察しました。

**総務委員会**は、去る八月三十日に、社会福祉会館及び旧健康学園跡地を視察しました。社会福祉会館では、施設の現況、利用状況等、その管理運営状況を調査し、又、旧健康学園跡地では、その管理状況を調査しました。

旧健康学園跡地は、千葉市の登戸(のぶと)にあり、昭和二十六年九月から昭和三十四年五月まで区立健康学園がありました。現在、区は跡地を管理しています。



旧健康学園跡地

**区民衛生委員会**は九月三日、保健所及び地区会館等の管理運営状況について調査するため、錦糸町駅周辺放置自転車、すみだ産業会館、本所保健所、外手集会所、東駒形コミュニティ会館、向島二丁目出張所、地区会館、中小企業センター建設工事現場、緑と花の学習園、八広はなみずき集会所を視察しました

本所保健所では、保健指導、成人病の予防、食品衛生、環境衛生などの各種保健衛生事業の現況を調査し、又、最新の血液自動分析装置などの医療機器を視察しました。



向島二丁目出張所

又、向島二丁目出張所では、本年四月から導入されたオンラインシステムの運用状況を調査しました。

**建設委員会**は八月二十九日、道路、河川、橋梁、公園等の整備状況について調査するため、神明橋改築工事現場、東武橋改築工事現場、歩道新設箇所(横川小前)、大横川河道整備工事現場、都・吾嬬第二ポンプ場(下水道事業)、東墨田東公園、東墨田環境改善地区、京島まちづくり事業、資生堂跡地、押上二丁目市街地再開発事業現場を視察しました。

区内の橋は、大正の末から昭和の初めにかけて建設されたものが多く、区は橋げたの補強や改修、塗り替えなど、維持管理に努めています。

又、大横川河道整備事業は、大横川を区民にとって身近で気軽に親しめる親水河川として整備するものです。現在、業平橋と平川橋までの間が開設されており引き続き、竪川との合流点まで整備することにしています。



大横川河道整備工事現場

**厚生文教育員会**は九月四日、学校教育及び社会教育施設並びに社会福祉施設等の管理運営状況について調査するため、外手小学校、きんし保育園、ベタニヤ母子寮、曳舟中学校、八広はなみずき児童館、堤小学校、向島中学校、すみだボランティアセンターを視察しました。

七月十二日にオープンしたボランティアセンターでは、各施設の状況や、ボランティアの登録、講習会など各種事業の現況を調査しました。この施設は、ボランティア活動の拠点として今後の活用が期待されています

又、新設の八広はなみずき児童館では、施設及びその利用状況や、学童クラブの現況を調査しました。



八広はなみずき児童館

# 墨田区を訪れた地方議会

今年の四月から九月までの六ケ月間に、本区を視察に訪れた地方議会が五団体ありました。団体名と調査項目は次のとおりです。

▨ 四月十六日
鹿児島市議会
(調査項目)
一　建設行政について
二　商工行政について
三　国民健康保健事業について

▨ 四月十九日
文京区議会
(調査項目)
一　不燃化促進事業について

▨ 五月七日
高知市議会
(調査項目)
一　市街地再開発について

▨ 五月二十四日
津市議会
(調査項目)
一　まちづくり事業について
二　産業振興施策について
三　緑化推進事業について

▨ 九月五日
広島市議会
(調査項目)
一　隅田公園一帯の環境整備について

# 次の区議会は十一月に開きます

区議会では、一年に四回定例会を開いています。

次回は十一月に開く予定です。そこでは、区長から提出される各種議案、区民の方々から提出される請願・陳情など、区政にとって重要なことを審査します。

又、区議会では次回定例会を開くまでの期間中、第三回定例会で設置した決算特別委員会や必要に応じて各種委員会を開き付託議案・事項の審査、調査を行う予定です。

本会議、委員会とも傍聴できますので、ぜひお出かけください。

# 隅田川のほとり ㉞

## 清澄通り

吾妻橋一丁目の浅草通り際から南へ伸びて、区役所前を通り江東区内を経て中央区勝どき六丁目に至る道路は、現在「清澄通り」といわれています。

「清澄通り」と呼ばれるようになったのは、昭和37年4月からで、それ以前は、「二ツ目通り」と呼ばれていました。

この通りは、江戸時代、本所の開拓と共にできた通りで、万治二年(一六五七年)に竪川に架けられた二之橋が、「二ツ目の橋」と通称されていたところから、この橋筋が「二ツ目通り」と呼ばれるようになったものです。

この「清澄通り」の横網二丁目の西側、区役所の北側に横網町公園があります……。

大正十二年九月一日、学校の二学期の始業式も終り、子供たちは家へ戻って、母親たちは昼食の支度をしていた、その時でした。

『ズドーン、ガタガタガタ』

午前十一時五十八分

関東地方を中心とした震度6の大地震が起きたのでした。

突然の大揺れに、母や子はなすすべもなく、揺れるに身をまかせ恐怖におののくばかりでした。

人々は昼食の用意につけていた火を消し忘れてしまったため、町のあちらこちらから火の手があがりました。

人々は皆、自分の家財道具を運び出そうとしたため、なかなか逃げ出せず、家を出たときは、回りはもう火の海。

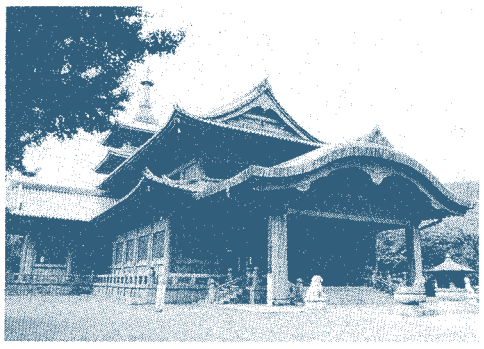
多くの人々が火に焼かれたり川に飛び込んで溺死してしまいました。荷物を背負ったり、大八車に積んだりして命からがら火の海から逃げ出して来た人々は、各地の広場や空地で一息ついていました。

その中の一つに、本所・深川方面唯一の安全地帯とされていた横網町の被服廠跡がありました。身動きできないほど大勢の人々が集ってきましたが、人々の安堵は長く続きませんでした。

巨大なつむじ風が回りの炎を巻き込んで、被服廠跡に逃れてきた人々、四万人もの生命を一瞬にして奪ってしまいました。

犠牲になった多くの人々の霊を慰め、この悲惨な出来事を後世に伝えるために、昭和二年、この被服廠跡に震災記念堂が建立されました。

その後、東京大空襲などの戦災で亡くなった人々も合祀され、名称も東京都慰霊堂と改められて現在に至っています。



横網町公園内の「東京都慰霊堂」

## あとがき

紅葉の便りが各地から届けられ、今や秋の真最中…

区議会は、五十九年度の決算審査に続いて、本年最後の十一月定例会を迎えるところです。

「区議会だより」についてのご意見、ご要望は、左記へお寄せください。お待ちしています。

区議会事務局　調査係
☎626—二一五一　内線247